

① 渴水準備金の損金算入に関する明細書

事業年度	法人名
------	-----

		円			円		
当期積立限度額 超過額 の 計 算	当期積立額	1	翌 期 取 崩 額	期首現在額	11		
	当期積立限度額 (平成11年旧措置法第57条の2 第1項第1号の収益の増加等の額)	2		当期 取崩額	12		
	累積限度額 (平成11年旧措置法第57条の2 第1項第2号の渴水損失の見積額)	3		同上以外の場合による準備金取崩額	13		
	前期繰越期末渴水準備金残高 (18)	4		計 (12) + (13)	14		
	当期積立限度額 の ( ((2)と((3)-(4))のうち少ない ) 金額) × $\frac{100}{100}$	5		繰 越 算 額	期首現在額のうち前期末 までに益金の額に算入さ れた金額	15	
	積立限度超過額 (1) - (5)	6			当期中において益金の額 に算入すべき金額	16	
	累積限度 超過額 の 計 算	差引渴水準備金 (21)		7	の 計 算	計 (15) + (16)	17
		累積限度額 (3)		8		前期繰越期末渴水準備金残高 (11) - (14) - (17)	18
		累積限度超過額 (7) - (8)		9		当期積立額 (1)	19
		限度超過額合計 (6) + (9)		10		積立限度超過額 (6)	20
				差引渴水準備金残高 (18) + (19) - (20)	21		
				累積限度超過額 (9)	22		
				期末渴水準備金 (21) - (22)	23		

別表十二(十五) 平十四・四・一以後終了事業年度分

## 別表十二（十五）の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告書を提出する法人で渴水準備金を積み立てている電気事業を営むものが、平成11年改正措置法附則第27条第6項《渴水準備金に関する経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる平成11年改正前の措置法第57条の2《渴水準備金》の規定の適用を受ける場合に記載します。

2 「当期積立限度額<sup>5</sup>  
(((2)と(3)-(4))のうち少ない金額)× $\frac{5}{100}$ 」  
の欄の「 $\frac{\quad}{100}$ 」の分子の空欄には、次の事業年

度の区分に応じそれぞれ次の数を記載します。

(1) 平成11年4月1日から平成12年3月31日までの間に開始した事業年度 75

(2) 平成12年4月1日から平成13年3月31日までの間に開始した事業年度 50

(3) 平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間に開始した事業年度 25

(注) 平成14年4月1日以後に開始した事業年度については、渴水準備金の積立はできません。